

第 8 回 国税庁所管統計の整備に関する検討会 議事要旨

日 時 : 令和 7 年 12 月 4 日 (木) 13:30~15:30

場 所 : 国税庁会議室

事務局から、配付資料に基づき説明を行った。

その後、「決算書情報の利用による表章項目の追加」について、以下のとおり、各委員からご意見等をいただいた。

1 欠測する項目の取扱いについて

- 「法人税の添付書類を含めた申告手続における e-Tax の利用割合」は、今後も増加が見込まれるため、利用可能なデータ数も増加するだろう。
- 明らかに欠測しているデータについては、除外してもいいのではないか。
- 利用可能なデータ数が膨大なので、「ロジックチェック（データや処理に論理的な誤りがないかを確認する作業のこと）」を導入し、決算書データから取得した計数についてデータの一部欠測など正確性に疑義がある場合には、集計から除外しても問題ないだろう。
- いずれにしても、取得した計数をチェックする機能は必要だろう。
- 計数の精度を上げるためにには、辞書リストの更なる充実が必要だろう。

2 標本の復元方法について

- e-Tax で決算書を提出している法人と、書面で決算書を提出している法人について、ある種の偏りがある可能性がある。系統抽出した上で、それぞれ復元を行い、e-Tax の利用有無によるバイアスがないか確認することも一つの考え方だろう。
- 添付書類を含めて e-Tax で申告している法人が全体の約 7 割であることを考慮すると、e-Tax の利用有無によるバイアスはほとんど影響ないと考えられる。
- 会社標本調査は、12 の資本金階級と 17 の業種別に集計を行っているが、「決算書情報の利用による表章項目の追加」に関しては、それほど細かい区分にする必要はないのではないか。
- 一方で、法人の規模別にどういった財務状況の違いがあるのか見たいという需要もあることを考慮する必要がある。

以上